名家連二ュース

令和 6 年 4 月 14 日 (日) 発行:特定非営利活動法人 名古屋市精神障害者家族会連合会 会 長 池山 豊子 TEL/FAX (052) 846-5576 NO. 991 号

障害者・高齢者権利擁護センター西部事務所開所 既存事務所の担当区域変更について

名古屋市障害者・高齢者権利擁護センターでは、4か所目の拠点となる西部事務所を令和 6 年 3 月 19 日に開所しました。

それに伴い、各事務所の担当区が変更となります。詳しくは下記をご確認願います。

事務所	所在地	電話番号	FAX 番号	担当区
南部	熱田区千代田町20-26 知的障害者センターサンハート内	678-3030	678-3051	瑞穂区 、熱田区、港区、 南区
北部	北区清水四丁目17-1 総合社会福祉会館5階	919-7584	919-7585	千種区 、東区、北区、守山区
東部	天白区原一丁目301 原ターミナルビル3階	803-6100	803-6600	昭和区、緑区、名東区、天白区
西部	中村区名楽町4-6-18 建物4階	433-6580	433-6579	西区、中村区、中区、中川区

※太字で示した区が、担当事務所が変更となる区になります。



★ 名古屋市精神保健福祉センター (ここらぼ)、(旧)中村保健センターと同じ場所です。

障害者·高齢者権利擁護センターとは?

障害者・高齢者権利擁護センターは、知的障害者、精神障害者、認知症高齢者などの判断能力が不十分な人が、地域で安心して生活が送れるように次の事業を行っています。

金銭管理サービス

知的障害者、精神障害者、認知症高齢者の方々が、ご自分の預貯金を金融機関から出金したり、計画的に活用できないといった不安をお持ちの場合に、本人との契約にもとづき、入出金のお手伝いや公共料金・福祉サービスの利用料などのお支払を支援します。

財産保全サービス

知的障害者、精神障害者、認知症高齢者の方々が、定期預金通帳や年金証書などの大事な書類を、ご自身で安全に保管することができないといった不安をお持ちの場合に、本人との契約にもとづき、その財産を安全にお預かりします。

福祉サービスの利用援助

金銭管理サービスまたは財産保全サービスの利用者に対し、お宅を定期的に訪問して、安心した生活をする上で必要な福祉サービスの利用を援助します。

相談事業

①生活相談

日常的な金銭管理や財産保全に関する相談に職員が応じます。

②法律相談(要予約)

相続、遺言、契約などの法律に関する相談に弁護士が応じます。

名古屋市精神障害者家族会連合会 第26回 定期総会のご案内

- 日 時 令和6年5月19日(日) 午後1時~2時
- ★ 午後2時10分~3時30分 野澤和弘氏(元毎日新聞論説委員) による総会記念講演があります
- 演 題 身近な発達障害について ~誰もが住みやすい地域を作るには~
- 会 場 名古屋市総合社会福祉会館 7階大会議室

生活相談の相談時間は、月曜日から金曜日(祝日や年末年始は除きます)の午前9時から午後5時です。

法律相談の相談時間は、水曜日と金曜日(祝日や年末年始は除きます)の午後1時30分からと午後3時からで、相談時間は1時間程度です。

法律相談実施日及び実施場所

	実施日	実施場所
水曜日	第1・3・5週	南部事務所
小唯口	第2.4週	西部事務所
金曜日	第1・3・5週	北部事務所
立唯口	第2·4週	東部事務所

生活相談・法律相談とも無料です。